平成26年３月期　第１四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

平成25年８月８日

上 場 会 社 名　株式会社エー・ピーカンパニー　　上場取引所　東
コ ー ド 番 号　3175　　ＵＲＬ　http://www.apcompany.jp/
代　　表　　者　（役職名）代表取締役社長　（氏名）米山　久
問合せ先責任者　（役職名）常務取締役管理本部長　（氏名）吉野　勝己　（TEL）03(6277)8738

四半期報告書提出予定日　平成25年８月13日　配当支払開始予定日　－
四半期決算補足説明資料作成の有無　：無
四半期決算説明会開催の有無　：無

（百万円未満切捨て）

１．平成26年３月期第１四半期の連結業績（平成25年４月１日～平成25年６月30日）

(1) 連結経営成績（累計）

（%表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
26年３月期第１四半期	3,410	35.0	201	15.1	247	27.7	119	△3.5
25年３月期第１四半期	2,527	－	175	－	193	－	124	－

（注）包括利益　26年３月期第１四半期　119百万円（△3.4%）　25年３月期第１四半期124百万円（－%）

	１株当たり四半期純利益	潜在株式調整後１株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
26年３月期第１四半期	16.12	－
25年３月期第１四半期	20.24	－

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．当社は、平成24年６月27日付で普通株式１株につき普通株式５株、平成25年２月１日付で普通株式１株につき普通株式３株の割合で株式分割を行っております。１株当たり四半期純利益につきましては、当該分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定し算定しております。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
26年３月期第１四半期	7,627	1,960	25.7
25年３月期	7,444	1,840	24.7

（参考）自己資本　26年３月期第１四半期　1,960百万円　25年３月期　1,840百万円

２．配当の状況

	年間配当金				
	第１四半期末	第２四半期末	第３四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
25年３月期	－	0.00	－	0.00	0.00
26年３月期	－				
26年３月期(予想)		0.00	－	0.00	0.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無　：無

３．平成26年３月期の連結業績予想（平成25年４月１日～平成26年３月31日）

（%表示は、通期は対前期、四半期(累計)は対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		１株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)	6,950	32.5	330	△2.1	390	7.3	210	△6.4	28.27
通期	15,787	38.6	929	31.8	1,027	30.9	605	40.6	81.50

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無　：有

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動
（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） ：無

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 ：有
（注）詳細は、添付資料Ｐ．３「２．サマリー情報（注記事項）に関する事項
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」をご覧ください。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 ：無
② ①以外の会計方針の変更 ：無
③ 会計上の見積りの変更 ：無
④ 修正再表示 ：無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	26年３月期１Ｑ	7,427,850株	25年３月期	7,427,850株
② 期末自己株式数	26年３月期１Ｑ	138株	25年３月期	138株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	26年３月期１Ｑ	7,427,712株	25年３月期１Ｑ	6,132,750株

（注）当社は、平成24年６月27日付で普通株式１株につき５株、平成25年２月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。
そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して期末発行済株式数及び期中平均株式数を算定しております。

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示
・この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、四半期連結財務諸表に対するレビュー手続は終了しております。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項
・本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料Ｐ３「連結業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。

○目　次

１．当四半期決算に関する定性的情報　・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(1)　連結経営成績に関する定性的情報・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(2)　連結財政状態に関する定性的情報・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(3)　連結業績予想に関する定性的情報・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２．サマリー情報（注記事項）に関する事項・・・・・・・・・・・・・ 3

四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用・・・・・ 3

３．四半期連結財務諸表　・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(1)　四半期連結貸借対照表　・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(2)　四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書・・・・ 6
四半期連結損益計算書
第１四半期連結累計期間　・・・・・・・・・・・・・・・ 6
四半期連結包括利益計算書
第１四半期連結累計期間　・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(3)　四半期連結財務諸表に関する注記　・・・・・・・・・・・・ 8
(継続企業の前提に関する注記事項)　・・・・・・・・・・・・ 8
(四半期連結損益計算書関係)　・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(セグメント情報)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)　・・・ 8
(重要な後発事象)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

１．当四半期決算に関する定性的情報

(1)　連結経営成績に関する定性的情報

当第１四半期連結累計期間におけるわが国の経済情勢は、現政権下における金融緩和をはじめとした各種政策など経済成長への期待感から、個人消費の持ち直し、雇用情勢に改善の動きがみられ、景気回復の緩やかな持ち直しがみられたものの、海外における経済不安や景気の減速、わが国における消費税増税等に対する不安感から、依然として景気の先行きが不透明な状況であります。

国内の食産業を取り巻く環境につきましては、デフレによる低価格競争が継続している一方で、一部の高価格商品の販売状況が改善されるなど消費マインドには改善の兆しも見られる状況です。

このような状況の下、当社は「日本の食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、販売におけるサービスのさらなる充実、優秀な人材の確保及び教育、生産地の開拓による商品力の強化、首都圏を中心とした新規出店を継続的に行ってまいりました。

以上の結果、第１四半期連結累計期間における売上高は3,410百万円、営業利益は201百万円、経常利益は247百万円、四半期純利益は119百万円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

①生産流通事業

生産流通事業では、「生販直結モデル」の一部として、地鶏、鮮魚、青果物などの生産及び流通事業を行っております。

「塚田農場」ブランド店舗の店舗数増加により、地鶏の生産量の増加及び取扱い青果物の増加傾向が続いており、生産流通事業の売上高及び利益が順調に推移する要因となっております。このうち特に地鶏の生産量の増加に対応するため、宮崎県西都市に建設中であった処理加工センターについては平成25年４月に完成し稼働を開始しております。

また鮮魚については、平成25年6月に羽田空港近くに鮮魚の集荷配送センターを設け流通の効率化を行いました。これは魚関連の事業において、今後、漁師や漁協などの提携先を増加させることを可能にし、商品力を向上させるためのものであります。

以上の結果、当第１四半期連結累計期間における売上高は570百万円、セグメント利益は 48百万円となりました。

②販売事業

販売事業では、「生販直結モデル」の一部として、外食店舗及び中食店舗を運営しております。

「塚田農場」ブランドの店舗を中心に既存店舗の売上が、前年同期比100％超を達成するなど好調に推移しております。

また当四半期連結累計期間において継続して「塚田農場」ブランド店舗の新規出店を行い直営店舗は前期末より９店舗増加し、直営店舗数は106店舗となりました。新規出店は首都圏中心に行っていく方針に変更はありませんが、一方で当四半期には大阪府、福島県、鹿児島県に出店するなど首都圏以外のエリアへの出店も強化しております。

以上の結果、当第１四半期連結累計期間における売上高は3,170百万円、セグメント利益は159百万円となりました。

(2)　連結財政状態に関する定性的情報

（総資産）

当第１四半期連結会計期間末における総資産は7,627百万円（前連結会計年度比182百万円の増加）となりました。これは主に生産流通事業における生産設備の建設により、有形固定資産が増加したことによるものです。

（純資産）

当第１四半期連結会計期間末における純資産は1,960百万円（前連結会計年度比119百万円の増加）となりました。これは主に四半期純利益119百万円によるものです。

（自己資本比率）

当第１四半期連結会計期間末における自己資本比率は25.7%（前連結会計年度比1.0ポイント増）となりました。これは主に四半期純利益119百万円より、自己資本が増加したことによるものです。

(3)　連結業績予想に関する定性的情報

平成25年５月13日に公表しました平成26年３月期の第２四半期累計期間の業績予想を修正いたしました。なお、通期の連結業績予想につきましては、変更はありません。

平成26年３月期の第２四半期累計期間の業績予想につきましては、既存店舗の売上高が前年同期比100%超を達成していることを鑑み、下表のとおり各予想金額を増加いたしました。通期業績予想につきましては、消費税増税等に伴う景気動向により下期の販売状況が不透明なことと、販売事業の新規出店による出店経費が第３四半期以降も継続的に発生する見込みのため、予想金額を据え置きとしております。

（単位：百万円）

	平成26年３月期 第２四半期累計期間　予想		増減率
	前回公表	今回公表	
売上高	6,905	6,950	＋0.7%
営業利益	280	330	＋17.9%
経常利益	324	390	＋20.4%
当期純利益	188	210	＋11.7%

２．サマリー情報（注記事項）に関する事項

四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

（税金費用の計算）

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

3　【四半期連結財務諸表】
(1)　【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年３月31日)	当第１四半期連結会計期間 (平成25年６月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,548,409	3,044,836
売掛金	365,497	368,082
たな卸資産	218,056	279,642
繰延税金資産	27,664	85,257
その他	202,781	177,622
貸倒引当金	△2,775	△2,318
流動資産合計	4,359,633	3,953,123
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,037,122	2,450,524
減価償却累計額及び減損損失累計額	△605,701	△672,610
建物及び構築物（純額）	1,431,421	1,777,914
工具、器具及び備品	817,922	975,899
減価償却累計額及び減損損失累計額	△400,418	△448,827
工具、器具及び備品（純額）	417,504	527,071
リース資産	70,045	70,034
減価償却累計額及び減損損失累計額	△55,647	△59,091
リース資産（純額）	14,397	10,943
その他	245,502	269,322
減価償却累計額及び減損損失累計額	△75,090	△84,647
その他（純額）	170,412	184,675
有形固定資産合計	2,033,735	2,500,603
無形固定資産		
のれん	6,895	6,649
ソフトウエア	9,544	8,729
その他	941	1,712
無形固定資産合計	17,382	17,091
投資その他の資産		
敷金及び保証金	920,063	985,467
長期前払費用	105,029	110,177
繰延税金資産	1,305	52,842
その他	12,260	13,186
貸倒引当金	△4,693	△5,155
投資その他の資産合計	1,033,965	1,156,519
固定資産合計	3,085,082	3,674,215
資産合計	7,444,716	7,627,338

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年３月31日)	当第１四半期連結会計期間 (平成25年６月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	479,089	503,428
短期借入金	168,980	50,000
1年内償還予定の社債	217,000	217,000
1年内返済予定の長期借入金	※ 698,399	※ 735,326
リース債務	10,928	8,551
未払金	160,672	174,854
未払費用	535,616	559,109
未払法人税等	249,016	244,756
その他	262,660	276,818
流動負債合計	2,782,363	2,769,844
固定負債		
社債	698,500	668,500
長期借入金	※ 1,930,445	※ 2,014,512
リース債務	3,846	2,701
繰延税金負債	1,360	1,360
その他	187,251	209,554
固定負債合計	2,821,404	2,896,629
負債合計	5,603,767	5,666,473
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,517	495,517
資本剰余金	475,517	475,517
利益剰余金	870,510	990,259
自己株式	△198	△198
株主資本合計	1,841,348	1,961,096
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△399	△231
その他の包括利益累計額合計	△399	△231
純資産合計	1,840,948	1,960,865
負債純資産合計	7,444,716	7,627,338

(2)　【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日）
売上高	2,527,102	3,410,905
売上原価	800,330	1,074,159
売上総利益	1,726,771	2,336,745
販売費及び一般管理費	1,551,431	2,135,004
営業利益	175,340	201,741
営業外収益		
受取利息及び配当金	1	17
協賛金収入	26,772	41,048
受取補償金	－	21,207
その他	8,662	3,020
営業外収益合計	35,436	65,294
営業外費用		
支払利息	11,632	15,066
その他	5,167	4,344
営業外費用合計	16,800	19,411
経常利益	193,976	247,624
特別利益		
負ののれん発生益	10,644	－
特別利益合計	10,644	－
特別損失		
固定資産除却損	131	－
特別損失合計	131	－
税金等調整前四半期純利益	204,490	247,624
法人税、住民税及び事業税	78,042	106,025
過年度法人税等	－	※　130,981
法人税等調整額	2,310	△109,131
法人税等合計	80,352	127,875
少数株主損益調整前四半期純利益	124,137	119,748
四半期純利益	124,137	119,748

【四半期連結包括利益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日）
少数株主損益調整前四半期純利益	124,137	119,748
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	－	167
その他の包括利益合計	－	167
四半期包括利益	124,137	119,916
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	124,137	119,916
少数株主に係る四半期包括利益	－	－

(3)　【四半期連結財務諸表に関する注記事項】

(継続企業の前提に関する注記事項)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

当第１四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年６月30日）

※　過年度法人税等

当社は、麻布税務署より平成20年３月期から平成24年３月期までの課税年度の法人税等について税務調査を受け、主に飲料メーカーからの協賛金収入についての指摘に伴い更正決定通知を受けた結果、過年度法人税等130,981千円を計上いたしました。

なお、税務当局からの指摘につきましては、見解の相違に起因するものでありますが、当局からの指摘を受け入れ平成25年３月期についても指摘を反映した修正申告を行う予定です。

(セグメント情報)

当第１四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年６月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）１	四半期連結財務諸表計上額（注）２
	生産流通事業	販売事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	245,638	3,165,267	3,410,905	－	3,410,905
セグメント間の内部売上高又は振替高	325,105	5,100	330,205	△330,205	－
計	570,743	3,170,367	3,741,110	△330,205	3,410,905
セグメント利益	48,671	159,800	208,471	△6,730	201,741

（注）１　セグメント利益の調整額は、連結上ののれんの償却額△246千円及びたな卸資産の調整額△6,483千円であります。

２　セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

ストックオプションとして発行する新株予約権について

当社は、平成25年７月11日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権の割当を行うことを決議いたしました。

新株予約権の発行要領

１．新株予約権の数

1,220個

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は当社普通株式122,000株とし、下記３．（１）により本新株予約権の目的である株式の数が調整された場合は、同様の調整を行う。

２．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個あたりの発行価額は、2,300円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

３．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

付与株式数は、当社普通株式100株であり、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は当社普通株式122,000株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,405円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式

にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成28年7月１日から平成30年７月30日までとする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、連結経常利益及びのれん償却費（当社の有価証券報告書に記載される連結財務諸表（連結財務諸表を作成していない場合、財務諸表）における経常利益及びのれん償却費をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合を限度とする新株予約権を、平成28年３月期の有価証券報告書の提出日が属する月の翌月１日から行使期間の末日までに限り、それぞれ行使することができる。なお、かかる割合に基づき算定される行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 平成 26 年３月期における連結経常利益にのれん償却額を加算した金額が 1,027 百万円を超えた場合、割り当てられた個数のうち20％まで
(b) 平成 27 年３月期における連結経常利益にのれん償却額を加算した金額が 1,445 百万円を超えた場合、割り当てられた個数のうち、30％まで
(c) 平成 28 年３月期における連結経常利益にのれん償却額を加算した金額が 1,938 百万円を超えた場合、割り当てられた個数のうち、50％、まで

② 上記①における業績の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益等の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の割当日

平成25年７月31日

５．新株予約権の取得に関する事項

（１）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（２）新株予約権者が権利行使をする前に、上記３．（６）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

６．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記３．（１）に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記３．（３）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（３）に定める行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．（４）に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

上記３．（６）に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件

上記５に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

７．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

８．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年７月31日

９．申込期日

平成25年７月19日

10．新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社及び当社子会社取締役	２名	340個
当社及び当社子会社従業員	31名	880個